

長井市推奨農産物等認証制度実施要綱

平成20年告示第37号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が目指す環境にやさしい循環型社会を推進し、安全安心で高品質な農産物等の生産を行い、本市農業の振興を図るため、長井市推奨農産物等認証制度(以下「認証制度」という。)を設け、その実施において必要な事項を定めるものとする。

2 本認証制度は、本市のまちづくりをイメージする農産物等として推奨し、本市農産物等がブランドとして広く認知・評価されるよう、次の目標を定め推進するものとする。

- (1) 環境にやさしい循環型社会を目指し、リデュース・リユース・リサイクルを推進し、生ゴミや家畜排泄物等を堆肥化し有効活用を図り、持続的な環境保全型農業の推進を図る。
- (2) 有機質堆肥等の導入により土づくりを行い、作物本来の力を有する農産物等づくりを推進する。
- (3) 農業生産技術の向上並びに農産物等の品質向上を図り、農業経営の高度化を図り農業の振興に寄与する。
- (4) レインボープランの理念やながいの自然・歴史・文化・心等を農産物等に込めつつ、本市情報の発信を図る。
- (5) 地産地消の推進により「安全安心でおいしいながい」を推進する。
- (6) 本市農産物等の安全安心と品質の信頼度を高め、他地域との差別化を図りつつ高付加価値化を推進する。
- (7) 特定顧客等への販路拡大を図りつつ、交流等への発展を推進する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 農産物等とは、農産物、畜産物、林産物、水産物をいう。
- (2) 農業者等とは、農産物等の生産又はその農産物等の集荷販売を行う個人又は法人若しくは団体をいう。
- (3) 市内の農業者等とは、住所又は事務所(営業所等を含む)が市内に有する者をいい、市外の農業者等とはそれ以外の者をいう。

(認証対象農産物等)

第3条 認証対象農産物等は、第4条の認証基準に定める農産物等とし、次の各号のいずれかに該当する農産物等とする。

- (1) 市内の農業者等が生産した農産物等(市外で生産されたものも含む)

(2) 市外の農業者等が市内の法人・団体の構成員として参画し、統一した栽培基準により生産を行っている農産物等

(認証基準)

第4条 農産物等の認証は、有機栽培若しくは特別栽培の認証を受けた農産物、エコファーマーの認定を受け計画基準を満たした農産物又は生産者団体により化学肥料・化学農薬を使用しないで生産された農産物で次の各号によるものとし、認証基準は別記1に定めるとおりとする。

(1) レインボープランの里(こだわり)の農産物等認証

(2) レインボープランの里のトップブランド(こだわりの逸品)農産物等認証

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする農業者等(以下「申請者」という。)は、認証申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 申請者が団体の場合は、参加する構成員名簿を添付し、各構成員が前条の要件を満たしているものとする。

3 第1項の申請は、原則収穫の3箇月前までとする。

(審査並びに適否の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、第4条の認証基準により審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査による適否について、申請者に対し適否審査結果通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、適正と通知した申請者について、第8条の認証を行うまでに現地及び実施状況を調査し、適正に実施されているかの審査を行うものとする。

4 第3項の審査は、他の認証機関で実施する場合は省略することができるものとする。

(実施結果報告)

第7条 前条第2項により適正と通知を受けた申請者は、農産物等の生産を行い、実施結果報告書(様式第3号)を提出するものとする。

2 第4条第2号の申請者は、前項の実施結果報告書に品質検査計画書を添付するものとする。

3 第4条の別記1の認証基準(2)表3の品質基準に定める糖度については、農産物等の流通・保管期間及び品質保持等を考慮し、糖度基準未達成で出荷等を行うことができるものとするが、糖度基準達成予定日(食べごろ)を表示するものとする。

(認証)

第8条 市長は、第7条第1項により提出された実施結果報告書を審査し、第6条第3項の審査により、基準を満たし適正である場合は、認証通知書(様式第4号)を交付するものとする。

2 第4条第2号にかかる前項の認証においては、当該農産物等の初回品質検査に立会

い、検査体制及び品質等の審査を行うものとする。

3 申請者は、当該全ての農産物等の品質検査を完了したときは、速やかに品質検査結果報告書(様式第3号の2)を提出するものとする。

4 申請者は、審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(認証の公表)

第9条 市長は、第6条第2項により適正の通知又は前条第1項により認証の通知を行った者については、当該通知を受けた者から特段の申し出がある場合を除き、申請内容を含めて公表するものとする。

(認証の有効期間)

第10条 第8条第1項による認証の有効期間は、当該認証により生産された農産物等とし、認証した日から当該認証した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(認証の表示)

第11条 認証を受けた者は、認証を受けた農産物等(以下「認証農産物等」という。)について認証農産物等であることを表示することができる。

2 前項の表示は、別記2の長井市推奨農産物等認証マーク(以下「認証マーク」という。)によるものとする。

3 認証マークの使用においては、生産者名並びに産地名がわかるようにしておかなければならない。

4 認証マークの表示は、次のいずれかによるものとする。

(1) 認証農産物等に直接表示

(2) 認証農産物等を包装等する場合は、包装用袋・箱等に表示

(3) 店頭・直売所等の販売においては、個別生産者名が確定でき、かつ認証農産物等と非認証農産物等が明確に区分できるような措置が行なわれ、その区分がわかる区画等に表示

5 認証マークの表示は、認証を受けた者の負担において行うものとし、認証マークの形状の変更(大きさを除く)を行うことはできない。ただし、色彩の変更を行う場合は、第5条第1項の申請時に届け出るものとする。

(認証内容の変更)

第12条 認証の内定若しくは認証を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 申請書類に記載した内容に変更が生じたとき、ただし、変更が軽微であり承認申請の計画内容欄に変更が生じない場合は、第7条第1項の実施結果報告書により変更の届出とすることができる。

(2) 認証農産物等の生産を中止又は廃止したとき

2 市長は、前項の届出により、その内容が認証基準に適合しないときは、認証取消書(様式第6号)によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項又は第15条第1項により認証を取り消した場合には、第9条の公表から削除するものとする。

(実績報告)

第13条 認証を受けた者は、認証農産物等の出荷に係る実績について、毎年4月1日から翌年3月31日までの状況を同年5月10日までに出荷実績報告書(様式第7号)により市長に報告するものとする。

(調査等)

第14条 市長は、第6条第3項及び第8条第2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認証を受けた者に対して認証農産物等に係る報告を求め、又は認証農産物等の生産現場若しくは集荷施設等への立入調査を実施することができる。

(認証の取消)

第15条 市長は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証取消書(様式第8号)により認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請・報告により認証を受けたとき
- (2) 前条による報告又は調査を、正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否した
- (3) その他制度の運用又は認証農産物等の価値等に重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項により認証を取り消された者は、その取り消しの日から3年を経過しなければ、新たに認証の申請をすることができない。

(認証を受けた者の責務)

第16条 認証を受けた者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 原則として、認証農産物等の流通、販売において、長井市推奨農産物等として認証されたものであることを表示すること。
- (2) 市内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、認証農産物等の認知普及に努めること。
- (3) 認証農産物等の出荷量、流通状況及び消費動向については、随時把握に努めること。
- (4) 認証農産物等の計画的な生産又は提供及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

2 認証農産物等の生産、流通及び販売等において、当該認証農産物等に係る事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認証を受けた者がその責任を負うものとし、当該認証を受けた者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 認証を受けた者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、事故等報告書(様式第9号)により、遅滞なく市長に報告しなけ

ればならない。

(書類の提出)

第17条 この要綱により市長に提出する書類は、長井市農林課に提出するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第50号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第245号)

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

別記1 認証基準(要綱第4条)

(1)レインボープランの里(こだわり)の農産物等認証基準

表1の栽培基準を満たし、山形県青果物等標準出荷規格指導要綱に定める出荷規格を満たす農産物等。(同要綱の出荷基準にない作物等は、同等の規格を満たすものとする。)

表1 栽培基準

認証等区分	堆肥等の種類	堆肥の施用量	化学肥料	化学農薬
特別栽培認証型(有機栽培含む)	置賜地域の有機資源による堆肥	表2の堆肥施用基準による	窒素成分量が慣行栽培基準の2分の1以下	成分使用回数が慣行栽培基準の2分の1以下
エコファーマー認定型			各自のエコ最終計画基準(慣行基準の2~3割以上の削減達成)	
有機農業型			不使用	不使用

*特別栽培認証型作物

水稲・麦・そば・馬鈴薯・さつまいも・ぶどう(ハウスのデラウエア)・なす(露地薄皮丸なす)・ほうれん草(秋冬蒔き栽培)・こまつな(秋冬蒔き栽培)・みずな(秋冬蒔き栽培)・つるむらさき(露地栽培)・ちんげんさい(秋冬蒔き栽培)で、県等の特別栽培の認証を受けた作物とする。

*エコファーマー認定型作物(エコファーマー以上の基準でなければならない作物)

特別栽培認証型作物以外の作物で、県のエコファーマーの認定を受けた者が生産する作物とする。

*有機農業型作物

特別栽培認証型作物及びエコファーマー認定型作物以外の作物で、生産者団体が統一した栽培基準のもと化学肥料・化学農薬を使用しないで生産された作物とする。

表2 堆肥施用基準

(単位:トン/10a)

区 分	生ゴミ堆肥	牛堆肥	豚堆肥	鶏糞堆肥	バーク堆肥	備 考
水稻・麦	1.0	1.0	0.7	成分調査を 行い土壌改 良等の目的 を果たす量	0.5	
大豆(枝豆含む)・そば	0.5	0.5	0.4		0.5	
葉根菜類	2.0	2.0	1.4		0.5	
果菜類	2.0	2.0	1.4		0.5	
果樹類	2.0	2.0	1.4		1.0	

*堆肥施用基準量は、1ほ場での年間の投入量

*生ゴミ堆肥は、長井市レインボープラン認証制度における施用基準とし、他の堆肥は目安とし土壌改良効果が得られる施用量とする。

(2)レインボープランの里のトップブランド(こだわりの逸品)農産物等認証基準

要綱第4条第1号のレインボープランの里の農産物等の認証を受け、表3の品質基準を満たした作物。

表3 品質基準

作物名	等級	糖度等
米	1等	食味値 80 以上
さくらんぼ	秀	糖度 20 度以上
ぶどう	秀	糖度 20 度以上
もも	秀	糖度 14 度以上
りんご	秀	糖度 14 度以上(昂林は 13 度以上)
西洋なし	秀	糖度 14 度以上
日本なし	秀	糖度 13 度以上
かき	秀	糖度 13 度以上
メロン	秀・優	糖度 14 度以上
すいか	A	糖度 12 度以上
トマト	A	糖度 6 度以上
ミニトマト	A	糖度 7 度以上
枝豆	A	—

別記2 認証マーク(要綱第11条)

要綱第4条第1号認証マーク	要綱第4条第2号認証マーク
	

* 農産物の種類や包装等により、輪郭の形状は、円・四角・扇型等とし、表示内容は変更せず、大きさや色も届出により変更することが可能とする。